



## 10月から自分だけのマイナンバー

# 社会保障・税番号制度が始まります

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立しました。これに基づき導入される、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）についてお知らせします。

☎ 総合政策課行政経営係 ☎ 34・2083

### マイナンバーとは？

マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票のあるすべての人に1人1つの番号を付して、社会保障（年金、労働、医療、福祉）、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを確認するために活用されるものです。

### 導入すると何が変わるの？

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。導入することで、大きくは次の3つの効果が期待されます。

#### ①行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合・転記・入力

などに要している時間や労力が大幅に削減。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズに。

#### ②国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減。行政機関が持つ自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能。

#### ③公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行える。

### 自分のマイナンバーはいつ、どのように分かるの？

平成27年10月以降、住民票のある皆さん一人ひとりに、12桁のマイナ

ナンバーが通知されます。中长期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。

原則として、町から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの人はご注意ください。

マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

### マイナンバーはどのような場面で使用するの？

平成28年1月以降に順次、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。そのなかでも、法律や自治体の条例で定められた行政手続でしか使用することはできません。例えば、次の場面で使用することになります。

- 年金を受給しようとするときに年金事務所へマイナンバーを提示
- 健康保険を受給しようとするとき

10月からマイナンバーを一人ひとりにお届けします！



に健康保険組合にマイナンバーを提示

- 毎年6月に児童手当の現況届を出すときに町にマイナンバーを提示
- 所得税や復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
- 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

#### 各機関の情報連携の方法

個人情報ややりとりは情報提供ネットワークシステムを使って行われます。

情報提供ネットワークシステムを通じて各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降に順次始まります。申請時の添付書類の省略など、皆さんの負担軽減・利便性向上が実現します。

### マイナンバーを他人に提供してもよいの？

法律で定められた目的以外に、他人へマイナンバーを提供することは

できません。

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

**個人情報が一元管理される？**

**外部に漏れるおそれは？**

個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もあります。

マイナンバーを安心・安全に利用するため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

**制度面の保護措置**

法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されています。

また、特定個人情報保護委員会と第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も、重くなっています。

**システム面の保護措置**

個人情報を一元管理せず、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マ

イナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

**個人番号カードの交付**

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。通知カードとは違い、町に申請することで交付されるカードです。平成27年10月に通知カードでマイナンバーの通知を受けた後に申請した人には、平成28年1月以降、交付される予定です。

**個人番号カードの機能**

個人番号カードには、例えば次のような機能があります。

- 本人確認のための身分証明書として利用できる。

利用できる。

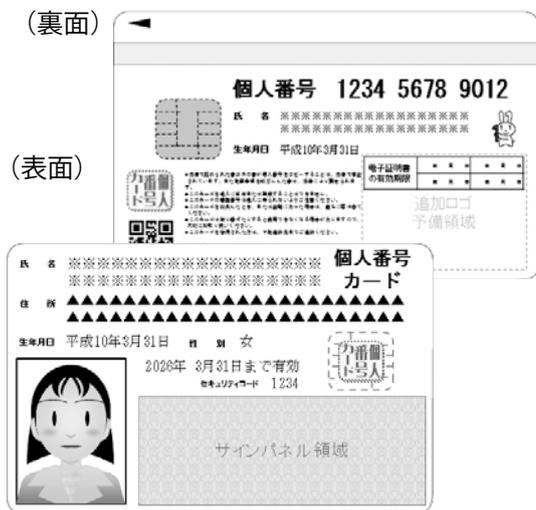
● カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することで、地方公共団体が条例で定めるサービスに使用できるほか、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとした各種電子申請を行うことができます。

**ICチップに入っている情報**

ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

そのため、個人番号カードからすべての個人情報が分かってしまうことはありません。

**個人番号カードのイメージ**



**今後予定されている主なスケジュール**

**平成 27 年 10 月～**

- マイナンバーの通知が始まり、住所地へ通知カードが送付される

**平成 28 年 1 月～**

- 申請した人への個人番号カードの交付が始まる
- 社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になり、国の行政機関や都道府県・市町村の窓口へ提出する書類の一部にマイナンバーの記入が求められる

**平成 29 年 1 月～**

- 国の行政機関同士でのマイナンバーを使った情報連携が始まる

**平成 29 年 7 月～**

- 都道府県・市町村などの地方公共団体同士でマイナンバーを使った情報連携が始まる

**マイナンバーに関するお問い合わせ**

▼内閣官房のマイナンバー（社会保障・税番号）制度ホームページによくある質問や最新情報を掲載しています。

URL <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

▼コールセンター 不明な点がある人や詳しい情報を知りたい人は気軽にお問い合わせください。

☎ 0570・20・0178（外国語 ☎ 0570・20・0291）

※通話料がかかります。

開設時間 午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）